

会員の就業に関する基準

(目的)

第1条 この会員の就業に関する基準（以下「就業適正化基準」という。）は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規約に基づき、会員の就業条件、就業期間等を定めることにより、より多くの会員に就業の機会を提供し、適正就業と公平化を図ることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は就業にあたり、この就業適正化基準を遵守し、理念である共働・共助の実現に努めなければならない。

(就業の条件)

第3条 会員の就業にあたっては、希望職種を参考とし、現在の会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能及び経験等を考慮して、就業する会員を決定するものとする。

2 会員の1か月の就業日数は、おおむね20日以内で80時間以内とする。

(就業期間)

第4条 同一場所で年間を通して就業する会員の就業期間は1年間とし、更新は最長5年とする。

2 就業期間の基準日は、4月1日とし、就業期限満了日の到達1ヶ月前に就業期限満了通知書（別紙、様式1号）を交付する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず就業期限満了者と交代を希望する会員がいない場合、又は発注者の都合や特殊技能等によりやむを得ない場合は、就業委員会でその対応を協議する。

(就業の中止)

第5条 会員が就業遂行上適性を欠くに至った場合は、就業期間中であっても、その就業を中止する。

(委任)

第6条 この就業適正化基準に関し必要な事項は、その都度就業委員会において定める。

附 則

1. この就業基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成26年4月1日から施行する。

